

○八王子市シルバーピア運営連絡会設置要綱（平成8年8月27日施行）

---

平成8年8月27日施行

改正 平成14年11月1日

平成23年4月1日

平成25年8月26日

（設置）

第1条 都営住宅を利用したシルバーピア（高齢者集合住宅）の運営には、住宅施策と福祉施策が密接に連携し、八王子市と東京都住宅局、並びに東京都福祉局の三者が一体となつてあたる必要があるため、シルバーピア運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）シルバーピア入居者（以下「入居者」という。）の身体状況が変化し、自立生活が困難となった場合の入居者の処遇。

（2）その他管理上必要な事項。

（構成）

第3条 連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）八王子市福祉部高齢者いきいき課長

（2）東京都都市整備局都営住宅経営部指導管理課長

（3）東京都福祉保健局高齢社会対策部担当課長

（4）その他必要な者

（会長）

第4条 連絡会に会長を置く。

2 会長は、八王子市福祉部高齢者いきいき課長があたる。

3 会長は、連絡会を主宰し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を行う。

（招集）

第5条 連絡会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を連絡会に出席させることができる。

（庶務）

第6条 連絡会の庶務は、八王子市福祉部高齢者いきいき課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。